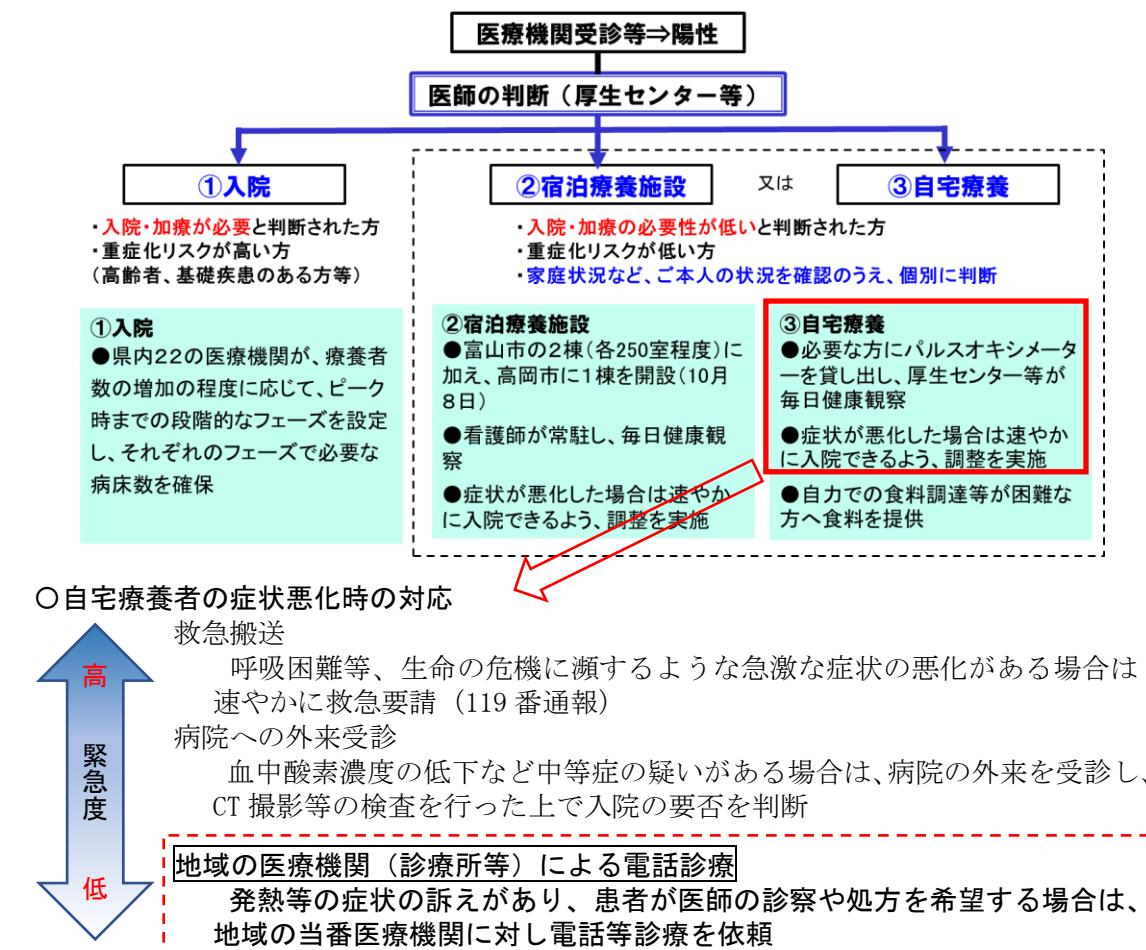


新型コロナ感染症自宅療養者に対する電話等診療について

1 健康観察

- ・県厚生センター（又は富山市保健所）が、毎日、電話等により自宅療養者の健康観察を実施し、症状の変化等を迅速に把握。
- ・自宅療養者からの症状悪化時の緊急連絡は、県厚生センター（又は富山市保健所）の緊急連絡電話（24時間対応）で受け付け、症状等を聞き取ったうえで重症度及び緊急性を判断。

《参考》 本県における陽性者の療養方針



2 協力医療機関による輪番体制の構築

- ① 県感染症対策課は、「診療・検査医療機関」（県内 272 施設）に対し、自宅療養者の電話等診療への協力の意向を照会
- ② 県感染症対策課は、協力可能な医療機関（以下「協力医療機関」）を都市別にリスト化して県医師会に送付し、都市医師会別の輪番体制の調整を依頼
- ③ 県医師会は、都市医師会に輪番体制の調整を依頼

- ④ 郡市医師会は、協力医療機関と調整して「輪番表」を作成し、県医師会を通じて県に報告
- ⑤ 県厚生センター（または富山市保健所）は、各地域の感染状況等（自宅療養者の増加など）を踏まえ、必要と判断したタイミングで郡市医師会に輪番体制の開始（又は終了）を依頼
- ⑥ 郡市医師会は、輪番体制の開始（又は終了）を協力医療機関に周知
- ⑦ 県厚生センター（または富山市保健所）は、輪番体制を開始（又は終了）する時は、その旨を県感染症対策課に報告
- ⑧ 県感染症対策課は、各郡市における輪番体制の開始（又は終了）について県医師会に報告

3 輪番による電話等診療の流れ

- | |
|--|
| (1) 電話等診療の必要がある場合、厚生センター（又は富山市保健所）は、輪番表に従い、当番医療機関に対応を依頼。 <ul style="list-style-type: none">・<u>毎日 12 時までに、対象者のリスト及び個票を FAX で送付。</u>
※該当者なしの場合も「対象者 0 人」として送付 |
| (2) 当番医療機関は、電話等による遠隔診療を実施。 <ul style="list-style-type: none">・13 時～15 時の時間帯を目途に実施（患者 1 人当たり 10～15 分程度）・必要に応じ、事前に厚生センター等と電話で患者の情報共有を行う
※新型コロナ感染症にかかる<u>医療費は公費負担医療の適用</u>となる
※診療にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（厚労省医事課事務連絡（令和 2 年 4 月 10 日））を参照 |
| ① <u>診察の結果、投薬が必要と認められる場合</u> <ul style="list-style-type: none">・当番医療機関は処方箋を発行し、ア又はイにより対応<ul style="list-style-type: none">ア 院内調剤 ⇒自宅療養者の家族等に受け取りに来るよう連絡イ 薬局に FAX ⇒薬局従業員が自宅療養者宅に置き配し、電話等で服薬指導を実施
※県内全ての薬局が自宅療養者宅への置き配に対応可能
※<u>処方箋の備考欄に「Cov 自宅」と記載</u>（自己負担分は公費負担） |
| ② <u>診察の結果、検査又は入院等が必要と考えられる場合</u> <ul style="list-style-type: none">・当番医療機関から報告を受けた県厚生センター等において対応 |
| (3) 診療終了後、当番医療機関は、県厚生センター等に診察結果を報告 <ul style="list-style-type: none">・「新型コロナウイルス感染症自宅療養者の診察所見報告書」を、<u>毎日 17 時までに FAX で送付。</u>
※ただし、緊急を要する場合は速やかに連絡 |

4 実績報告、協力金の支給について

- ・管轄の厚生センター（又は富山市保健所）が、輪番による電話診療等を依頼した期間中にご対応いただいた協力医療機関に対し、当番1回につき4万円を協力金として支給
- ・協力医療機関は、令和4年3月末までの実績をまとめ、①交付申請書（交付要綱様式第1号）及び②実績一覧（様式第2号）を下記により提出。県は確認後、交付決定通知を送付のうえ、協力金を指定口座に振り込みます。

○申請期限：令和4年4月10日（予定）

○支払時期：令和4年4月下旬

○送付先：〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県厚生部感染症対策課

●厚生センター・保健所等の連絡先

	管轄地域	電話番号	FAX番号	備考
新川厚生センター	黒部市、入善町、朝日町	0765-52-2647	0765-52-4440	感染症疾病班
〃 魚津支所	魚津市	0765-24-0359	0765-24-9220	衛生予防課
中部厚生センター	滑川市、舟橋村、上市町、立山町	076-472-0637	076-473-0667	感染症疾病班
高岡厚生センター	高岡市	0766-26-8414	0766-26-8464	感染症疾病班
〃 射水支所	射水市	0766-56-2666	0766-56-5494	衛生予防課
〃 氷見支所	氷見市	0766-74-1780	0766-74-0374	衛生予防課
砺波厚生センター	砺波市、南砺市	0763-22-3512	0763-22-7235	感染症疾病班
〃 小矢部支所	小矢部市	0766-67-1070	0766-67-4270	衛生予防課
富山市保健所	富山市	076-428-1152	076-428-1150	保健予防課
富山県感染症対策課	—	076-444-8923	076-444-8900	医療調整担当